

令和5年度 第1回学校運営協議会



【4/7 入学式】



【4/26 学校探検】



【4/22 参観会】



【5/2 1年生を迎える会】



令和5年5月12日（金）
13:30～ 旧パソコン室
浜松市立与進小学校

《令和5年度 浜松市立与進小学校 学校運営協議会参加者》

○学校運営協議会委員等

長上地区自治会連合副会長	石津 恵也	様
元小学校校長	鷹森 光代	様 (学校支援コーディネーター)
前PTA会長	星 貴之	様 (夢育やらまいか代表)
元PTA役員	幸田 記代子	様 (学校支援コーディネーター)
現スポーツ施設利用副会長	鈴木 清久	様
前市議会議員	鈴木 育男	様
現PTA会長	太田 陽介	様
現PTA役員	松本 有美	様
民生児童委員	中山 利彦	様
民生児童委員	竹村 祥子	様 (学校支援コーディネーター)
長上協働センター所長	石井 智也	様 (オブザーバー)

○学校職員

与進小学校長	杉山 行夫
〃 教頭	勝亦 英彦
〃 主幹教諭	磯部 志保
〃 C.S担当	村松 一晴
〃 C.Sディレクター	堀内千佳代

○傍聴人

《本日の次第》

13：30～14：00 校内授業参観

※ 開催要件確認（過半数の出席）

【司会：教頭】

14：00～15：30

1 校長挨拶【杉山】

2 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付

3 自己紹介（委員・学校職員等）

4 浜松市学校運営協議会規則確認【教育委員会】

5 会長の選出及び副会長の指名

6 議長の選出

【司会：議長】

7 前回会議録、令和4年度協議会自己評価の確認

8 熟議

(1) 学校経営方針について【校長】

(2) いじめ防止基本方針について【主幹教諭】

(3) 学校支援活動について【コーディネーター】

(4) 夢育やらまいか事業に対する意見書について【教頭】

9 連絡

(1) 次回開催日時

(2) 第2回議長の選出

(3) その他

10 校長お礼

★今後開催の日程 第2回 10月 6日（金）13：30～15：30

第3回 12月15日（金）13：30～15：30

第4回 2月22日（木）13：30～15：30

《 150周年事業について 》

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適當と認める者
- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。
- （委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
 - (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
 - (3) 次条の規定に違反したとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができます。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度 第4回 与進小学校運営協議会 会議録（要点記録）

1 開催日時 令和5年2月27日（月）14時00分から16時00分まで

2 開催場所 浜松市立与進小学校 パソコン室

3 出席委員 石津 恵也、鷹森 光代、高嶋 哲朗、柳澤 武史、幸田 記代子、
太田 こずえ、鈴木 清久、星 貴之

4 欠席委員 山田 享史

5 学校支援コーディネーター 竹村 祥子

6 学校 杉山 一成（校長）、勝亦 英彦（教頭）、佐藤 佳史（主幹教諭）
古田 広己（CS担当職員）、堀内 千佳代（CSディレクター）

7 教育委員会 小畠 多佳子・堀田 洋一（教育総務課）

8 傍聴者 なし

9 協議事項

（1）学校評価

- ① 関係者評価を受けて来年度の改善策
- ② 浜松市立与進小学校いじめ防止基本方針

（2）令和5年度学校運営の基本方針について

（3）学校運営協議会の自己評価

10 会議録作成者 CSディレクター 堀内 千佳代

11 会議記録

司会の勝亦教頭から、委員総数10人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。また議長の選出について委員に意見を求めたところ、星委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

（1）学校評価

- ① 関係者評価を受けて来年度の改善策

議長の指示により佐藤主幹から2月22日配布のあかもつ資料に基づき学校評価の結果と今後の改善策について説明があり、委員より以下の発言があった。

●他校のHPに「子供の学びの応援サイト」というリンクがはられていた。学びのきっかけになる良いサイトである。紹介したらよいと思う。（幸田委員）

⇒コロナで休校になった頃、市教委からいくつかのHPが紹介されたうちの一つである。

本校は紙媒体で配布したが、再度検討したい。（佐藤主幹）

●家庭学習において、子供に質問されても自分の教え方が学校での教え方と違っていて戸惑うことがある。そういった場合学校にその都度相談した方がよいのか？（幸田委員）
⇒その都度連絡いただけるとありがたい。そうすれば家のトラブルも減るし、良い親子関係が保てるようになる。（佐藤主幹）

●家庭学習をしてこない家庭に対して、なぜしてこないかを分析する必要があるのでは？
(柳澤委員)

⇒宿題の効果は非常に高いので、そういった家庭に対して学校側としては投げかけを続けていく必要がある。(佐藤主幹)

⇒共働きをしていれば、時間の関係で家庭学習をこなすことに精いっぱいという家庭も多いはず。計算カード、本読み等の保護者の質が影響しないような家庭学習が増えれば負担を減らすことができると思う。(幸田委員)

⇒どうして宿題をするのかということを最初に担任がしっかり伝える必要がある。小学校時代に家庭で勉強をする習慣を身につけておかないと、中学校にあがってからまちがいなく苦労する。(教頭)

●来年度からのお便りについてあかまつタイムズを更に分類するとあるが、先生方の負担が増えるのでは？(柳澤委員)

⇒今まで全てあかまつタイムズという名前で出していたものを、内容がわかるような形で配布することにしたもので、新しいものを作るわけでは無い。(校長)

⇒担当を明確にするということ。(佐藤主幹)

⇒紙で配布するのは大変なので、さくら連絡網の添付でもいいかもしれないが、デジタルだと読みにくいという意見もある。紙で配布していただけるとありがたい。(柳澤委員)

⇒紙だと家族で回し読みができる。(高嶋委員)

⇒ダブルが一番良いかもしれない。(教頭)

② いじめ防止基本方針

議長の指示により古田生徒指導主任より資料に基づき事前に配付済の「与進小学校いじめ基本方針」について従来との改定点の説明があり、委員より以下の発言があった。

●今までの基本方針を大きく変えたと言うより、更にグレードアップさせたイメージということですね。(星委員)

他の委員より特に発言はなく、いじめ防止基本方針について全員異議なくこれを承認した。

(2) 令和5年度学校運営の基本方針について

議長の指示により校長より資料に基づき令和5年度学校運営の基本方針についての説明があり、委員より以下の発言があった。

●教科担任制の運用上で課題も出てきたということだが、教科担任が授業をしている時、担任も一緒にいることはできないのか？(石津会長)

⇒担任も教科担任をしていてその間別のクラスで授業をしている。学年主任も担任をしている。中学校では法律で学年主任がフリーになれるような定数がされているが、小学校は主任も担任をやる定数となっている。なるべく入る教室を近くにしたり、隙間を作らないような手立てをしていく必要がある。(校長)

協議の結果、令和5年度学校運営の基本方針について全員異議なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会の自己評価

議長より自己評価について、従来とは異なり今年度は各自が事前に提出したものを、教頭があらかじめ一覧表に取りまとめた資料を配布したことを説明し、これを確認しながら来年度の運営協議会に活かしていきたい旨の報告がされた。

その他の報告事項等

●勝亦教頭より夢育やらまいかCS加算分、及び令和4年度の収支決算書についての報告があり、全員異議なくこれを承認した。

●保護者からの質問及び提案について

保護者から学校運営協議会と学校に対して、質問及び提案があり、校長及び委員が回答した。

・全国学調の結果報告が6年への詳細版と学校全体簡易版で分けてあったことを学校運営協議会は承知しているか。

⇒第2回の運営協議会で学校より説明があり、承知している。しかし、タイトルが学校だより「あかもつ」となったものが6年生に届いているのは誤解を招くために改善が必要。学力調査の目的を明確にして配付することが必要。

・教職員の働き方改革の効率をあげる取り組みは既に十分になされているという認識でよいか。

⇒学校側でも十分に検討されているようである。

・先生や支援員を増やしてほしいという要望について

⇒学校運営協議会としては、教職員当事者では無いので改めての要望は行わないが、与進小の応援団として、学習支援ボランティアのような学校を手助けできる内容を検討していくことに努めたい。

学校経営基本方針・・・令和5年度教育課程の基本骨格(フレーム)

★ 修正は「教育実践」中のPDCAで

1 社会の要請

- ◎ 「学習指導要領」「第3次浜松市教育総合計画」の完全な実施
学習指導要領改訂の“必然”への理解

・キャリア教育
・教育の情報化
・CS

☆ 子供たちが生きる時代・10年後の社会のイメージを全教職員で共有
高度情報化社会、少子高齢化社会、グローバル社会、多様化、地球温暖化 他

⇒ 社会構造・雇用環境・地球環境の激変 他

子供たちが求められる資質・能力の育成 ⇔ 「担い手」から「創り手」の育成へ
子供の“今日と未来の幸せ”を保障 ⇔ 「再現の教育」から「創造の教育」へ

- 社会・教育課題の複雑化 ⇒ “学校に求められるもの”的増大 (教師1人では対応困難)
 - いじめ・不登校対応
 - ◆ ウィズ・コロナへの対応 ⇒ 教育課程の正常化(3年前に戻すことではない)を
- ☆ “パラダイムシフト”は、学校・教職員の中に起こっているか?
○教育における“不易”と“流行”的見極め

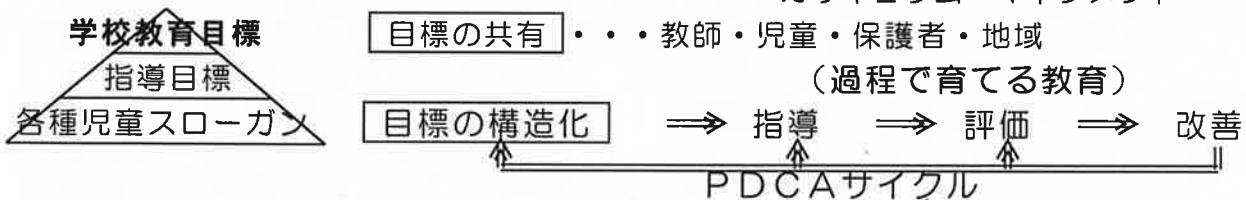
2 配慮すべき本校の課題

- 大規模校の特性への対応
- 児童・家庭・地域の実態への対応
- 学校評価アンケートからの課題への対応
- 理解される“働き方改革”への対応

3 学校・教師としての基本姿勢

- (1) “確かな子供観”に基づいた子供や保護者との信頼関係が教育の基盤
- (2) 一人ひとりに徹底的にこだわる教育 “普通を大切に、褒めて伸ばす！”
- (3) 学校の教育力は、教師集団のチーム力 “チーム与進” (学校力 = 組織的教育力)
★ 若手・中堅・ベテランが、互いの良さを生かし合い、高め合えるチーム
- (4) 健康・安全・安心は学校教育活動の基盤
- (5) 目標の構造化・共有と大小PDCAサイクルの具体的稼働

⇒ カリキュラム・マネジメント



4 教育実践の重点事項

学校教育目標：「志をもち、共にやりぬく子～しなやかな子～」
校訓：「ともに進もう」

特別な学校ではなく、子供と教職員の今日と未来の幸せが保障される学校

しなやかな子 { しなやかな感性：寛容さと多様性を併せ持った子
 しなやかな知性：プラス思考で次を考えられる子 }

- (1) 『新学習指導要領』の理念の具現・・・『教師力』&『学校力』で

“基礎・基本”的捉え直し・・・縦(教科の基礎・基本)と横(基礎的汎用的能力)

- ① 主体的・対話的で深い学び ⇔ 授業改善 各教科の「見方・考え方」を働かせて
- ② キャリア教育：“学びと社会” “学びと子供のこれからの生き方”との繋ぎ直し



4つの力 基礎的・汎用的能力

意図的・計画的に！

③ 教育の情報化(『GIGAスクール構想(GIGA²)』の推進)

④ 社会に開かれた教育課程・C S

- ・情報の積極的・計画的発信(ねらい・活動の様子・成長の見取り)

☆各種だより、H P(ブログ)、Classroon、さくら連絡網等の積極的活用

- ・C Sとの連携・・・無理なく持続可能な在り方を探る



地域の“ひと・もの・こと”の積極的活用

☆学校の役割の再確認(学校における働き方改革の推進)

(2) “教科担任制(特に高学年)推進のための共通基盤づくり”

= 「チーム与進」の推進

私が育てる ⇒ 学年・学校が育てる & 働き方改革

(3) 校内研修の推進

授業改善 ・・・学校の目指すべき姿を具現化するための実践を通しての手立て



“学習内容”的定着 ⇒ “資質・能力”を伸長

“主体的・対話的で深い学び”を可能とする授業への転換

“学び方” “考え方”が、仲間と共に楽しく学べる授業

★ “不易”への対応 と “流行”への対応 を分けて

内部講師 ⇒ 学年研修 ⇄ 研推 ⇄ 全体研修 ← 外部講師

○ 《■よい学習集団》と《◆よい授業モデル》づくり・・・授業改善の両輪

○ キャリア教育の視点で教科を繋ぐ

○ I C Tの効果的活用

○ 指導スキルの向上

若手・中堅・ベテラン・全員

共通学習基盤の整備 ・・・環境の安定化(学習・生活の基礎) → 教科担任制の支え

○ 統一感のあるものに・・・(子供の6年間の安定した学びの場の保障)

■ “分からない” “間違い”が大切にされる学習集団 ⇄ 教師の心構え

■ 誰もが安心して学習に向かえる学習集団 ⇄ いじめ・不登校の未然防止

・ “温かい聴き方・話しかけ” “反応”の徹底 ⇒ “学習集団”作りの基本

「友達の意見」が聞きたい。「自分の考え」を聴いてもらいたい。失敗が怖くない。

→ 基礎的・汎用的能力

・「思考を促す7つの言葉」 沈黙を怖がらない! 子供の話を聴いて待つ!

教師が言いたいことは、子供に言わせよう!

『“生徒指導”は“授業”から』

生徒指導：教師の“問題解決行動”ではなく、

児童の“自己指導力”を育てる機能である

共感的人間関係・自己決定・自己存在感の場が計画的に設定される授業

→ 基礎的・汎用的能力



「学級風土の醸成」 → 誰一人、置き去りにしない学習集団での授業

◆ 子供のやる気と理解を支える“よい授業モデル” “学びのプラン”

- ・ “付けたい力”を明確にした単元計画の共有(教師間・教師と児童で)
- ・ 魅力的な“問い合わせ”づくり

◆ 各種指導スキル研修(O J T、I C T、発達支援、いじめ防止、他)

(4) 働き方改革の推進 (ただし“効果”と“反作用”をしっかり見極めて)

◎ 新しい取り組みへの対応のための時間を確実に確保する手立てを

◇ 保護者や地域に認められるための手立てを(ニーズとの兼ね合い)

～与進の子応援団～

コミュニティ・スクール

与進小CSだより

令和4年度 第1号

令和4年12月7日

与進小学校運営協議会

「保護者や地域の皆さんのが学校の応援団です」



令和4年度第2回学校運営協議会（10月7日開催）で、現在の与進小学校の学校運営について話し合いを行いました。1学期の学校評価をもとに、学校支援活動の在り方、家庭学習の手引きの利用方法、9/2・9/23に校区で起こった水害の話を元に災害対応について熟議を行いました。



※ 協議内容は学校のホームページに公開しておりますのでぜひご覧ください。

※ 次回は12月16日（金）に行います。

学校運営協議会は傍聴することも可能です。希望される方は事前に学校までご連絡ください。

CSはこんな活動をしています！

- ・地域のゴミ集積所などにCSからの呼びかけが掲示してあります。（右側の様な掲示物を見たことはありますか？）
- ・「与進の子応援団」の旗を地域に立ててあります。
- ・毎月、第一月曜日は「あいさつ運動」の日です。通学路やご自宅の近くで子供たちに声を掛ける「あいさつボランティア」を行っています。参加できる方はぜひお願いします。
- ・登下校時の見守りや声掛けも隨時ご協力をお願いします。
- ・学校支援ボランティア活動もしています。（裏面参照）

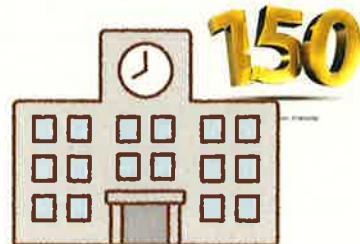


地域の掲示物の一例



開校150周年について

令和4年度は与進小学校開校150年にあたります。来年度記念行事を行うにあたり、運営協議会では、準備委員会を組織して、計画運営をしていく方針を確認しました。記念すべき150周年です。学校はもとより地域の皆さんにも是非ご協力を賜りながら、成功させたいと考えております。



学校支援ボランティアの取り組みを紹介

学校支援コーディネーターの方が地域ボランティアの方々と連絡を取り、つなげてくださったおかげで、充実した教育活動を行うことができました。2学期に実施された取り組みを紹介します。

4年生 福祉体験学習



4年生の総合的な学習「長上」では、「わたしたちにできることは」をテーマに福祉について学習をしています。

10月14日（金）5・6時間目に講師をお招きして疑問解決学習を行いました。一人一人が調べてきたことや、調べても分からなかった疑問などを質問して、体が不自由な人の生活の困難さについて理解を深めました。



1年生 さつまいも体験学習



1学期に植えて育てたさつまいもを収穫し、10月21日（金）に焼き芋パーティーを行いました。天気も良く焼き芋日和！

自分たちが育てて掘ったさつまいもは、ホクホクの焼き芋に大変身！

笑顔いっぱい、おいしく食べることができました。

手伝ってくださったボランティアの方々、本当にありがとうございました。



～よしんの子応援団～

コミュニティ・スクール

与進小 C S だより

令和4年度 第2号

令和5年2月24日

与進小学校運営協議会

「保護者や地域の皆さんのが学校の応援団です」



令和4年度第3回学校運営協議会が12月16日に開催されました。

今回は学校評価後期アンケート結果の検討、いじめの基本方針についての話し合いが行われました。

- ※ 協議内容は学校のホームページに公開しておりますので
ぜひご覧ください。
- ※ 次回は2月27日（月）14時より行います。
学校運営協議会は傍聴することも可能です。
希望される方は事前に学校までご連絡ください。



各種ボランティアの方々をご紹介！

学校支援コーディネーターの方が、地域の方々と連絡を取り、いろいろな授業にたくさんの方がボランティアとして来てくださいました。今回は4つの事例をご紹介します！

ミシンボランティア

12月5日（月）5年生の家庭科の授業にお手伝いとして、
ミシンボランティアの方が来てくださいました。

初めてのミシンにみんな戦慄！先生だけでは目が届かない部分も多いのですが、ボランティアの方が来てくださったおかげで安心安全に授業が行えました。来年はボランティアの方がもっと増えることを期待しています。ありがとうございました！



歴史ボランティア

3年生の総合の授業では「目指せ！長上はかせ」と題して長上地区について勉強をしています。1月25日（水）「長上のむかし」に興味を持とうと、学校近くの大歳神社宮司の石津様をリモートでお招きし、賽銭箱の秘密や狛犬の秘密、有名な天王の花火など、たくさんのお話を教えていただきました。また来年もよろしくお願いします。



書写ボランティア

12月15日・16日の両日3年生の書き初めの授業に、習字の達人のみなさんがボランティアに来てくださいました。

いつもより大きな書き初め用紙に、アドバイスをいただきながら「思いやり」という文字を書きました。

後日お礼の手紙を作成し、それぞれの団体の方にお渡しいたしました。

みなさん「とても楽しかった！」「もっとこうすれば良かった！」「また来年も呼んでね！」など、積極的な感想をいただきました。今後も継続的な活動をしていきたいと思います。

お手伝いをしてくださったボランティアのみなさん、本当にありがとうございました。



<12/15に参加くださったみなさん>



<授業風景>



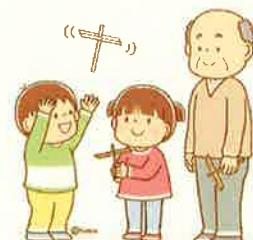
<お礼の手紙>

むかしの遊びボランティア

1月17日（火）1年生生活科の授業で、地域のボランティアのご協力を得て、昔の遊びを体験しました。子供たちは初めての遊びに苦戦だらけ！

しかし、ボランティアの方々が手本を見せながら、わかりやすく教えてくださり、楽しい時間を過ごすことができました。

ボランティアの皆さんからも「子供達と触れ合える事ができとても楽しかった」との感想をいただき、1年生の先生方からは「子供達の目が輝いていました。とても良い企画ができました」と感謝のお言葉をいただきました。お手伝いをしてくださったボランティアのみなさん、本当にありがとうございました。



<竹とんぼに挑戦中>



<こま上手に巻けるかな?>



<けん玉楽しいね!>

※ CSでは今後も地域と密着した活動を広めていく予定です。

みなさんもぜひご参加ください。お待ちしております！！

(様式1)

令和 5年 5月15日

浜松市立与進小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 星 貴之 様

浜松市立与進小学校運営協議会
会長 石津 恵也

夢育やらまいか事業に対する意見書（案）

令和5年5月12日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

（1）サツマイモ栽培及び収穫祭での支援

1年生が行っているサツマイモ栽培や収穫について、保護者や学校職員だけでなく、学校運営協議会関係者が広くボランティアを集めていくことで、より多くの地域人材を確保することが可能となる。3学期も花を植えて育てていく予定があることから、自然体験学習や栽培活動の充実を図りつつ、地域学習に役立てるべきである。

⇒ 保護者や地域住民への活動の紹介および、ボランティアの募集を図る。参加者には、熱中症予防の水分補給のため、飲料を配付する。

（2）挨拶ボランティアへの参加

地域へのつながりを挨拶から始めると効果が上がる。子供たちの登下校に合わせて、無理のない範囲で参加していただく。また、賛同していただける地域の挨拶ボランティアの方を募っていく。

⇒ 昨年度に引き続き、本年度ものぼり旗を製作し、地域に許可を得て置かせていただいたり、ボランティアで挨拶をする方々に、その期間貸し出しをしたりする。

令和5年度 年間行事計画

4~9月

与進小学校

R5.4.25

日	曜	4月	5月	6月	7月	8月	9月	日
1	土		月 児童相談日 聴力3年	木 交通安全リーダーと 語る会 床3次	土	火 個別面談	金 特4日課 体測(あかもつ) PTAあいさつ運動 PTA理事会	1
2	日		火 特5日課 児童相談日 PTAあいさつ運動 1年生を迎える会	金 朝会	日	水 個別面談	土	2
3	月		水 憲法記念日	土 学生協総代会・市P連 総会	月 委員会	木 個別面談	日	3
4	火		木 みどりの日	日	火 避難訓練	金 個別面談	月 特4日課 給食開始 避難訓練	4
5	水		金 こどもの日	月 委員会	水	土	火 体測6年	5
6	木	始業式 入学式準備	土	火 鑑賞教室(たんぽぽ)	木	日	水 体測5年	6
7	金	入学式	日	水	金 PTAあいさつ運動	月	木 体測4年	7
8	土		月 朝会 聽力2年 集団登校終了 委員会	木 PTAあいさつ運動 歯科検診(1~4年)	土	火	金 体測3年	8
9	日	地方統一選挙(体育 館)	火 聴力1年	金 命について考える日 (心の日)	日	水	土	9
10	月	特4日課 集団登校(～5/6月) 体測(あかもつ)	水 眼科(2・4・6年)	土	月	木	日	10
11	火	特4 体測(4年) 避難訓練 給食開始	木 耳鼻科(あかもつ・1・4年)	日	火	金 山の日	月 委員会 体測2年	11
12	水	特4日課 体測(3年) 計算力実態調査	金 内科(6年) 雜紙回収 学校運営協議会 PTA理事会	月 薬学講座 5・6年	水 特3日課 4部会水泳記録会	土	火 体測1年	12
13	木	特4日課	土	火 雜紙回収 板)航空写真撮影	木 雜紙回収 心の日	日	水 雜紙回収	13
14	金	特4日課 体測(5年)	日	水 スポーリ委員会 (仮)航空写真撮影 ペルマーク回収	金	月 閉庁日	木 心の日 ペルマーク回収	14
15	土		月 聴力(予備日) 運動会事前打ち合わせ6年	木 歯科(2・6年)	土	火 閉庁日	金 校外学習(4年)	15
16	日		火 内科(5年)	金 特5日課 参観会・交流会	日	水 閉庁日	土	16
17	月	朝会 委員会① 体測(6年) サポート検査2~4年	水 心の日	土	月 海の日	木	日	17
18	火	全国学力調査 (6年 国 算) 体測(2年)	木 尿2次	日	火 特5日課 6年こころの劇場 アクト 個別面談	金 食育の日	月 敬老の日	18
19	水	体測(1年) 食育の日	金 食育の日	月 食育の日	水 特5日課 個別面談 食育の日	土 給食終了	火 食育の日	19
20	木	特5 通学班会5時間目 地域を知る日	土	火 交通教室	木 特4日課 個別面談	日	水	20
21	金	眼科(あかもつ・1・ 3・5年) PTA専門部	日	水	金 特3 終業式	月	木	21
22	土	特3 月曜日日課 参観会 引き渡し訓練	月	木 歯科(あかもつ・3・5 年)	土	火	金	22
23	日		火 内科(3年)	金	日	水	土 秋分の日	23
24	月	振替休日	水 特5日課 ブール清 掃(業者) 内科(2 年)	土	月 個別面談	木	日	24
25	火	内科(4年)	木	日	火 個別面談	金	月 クラブ②	25
26	水	聴力(5年)	金 特4日課(1~5年) 特5日課(6年) 運動会準備(6年)	月 クラブ①	水 個別面談	土	火 新体力テスト	26
27	木	特5日課 児童相談 日 聽力3年 尿1次 特5日課 九里橋駅 内科(あかもつ・1年) PTA専門部会	土 校内運動会(午前開 催) 月曜日課	火 特5日課	木	日	水 5年 特4日課	27
28	金		日 校内運動会予備日	水	金	月	木 5年 林間学校(かわ な)	28
29	土	昭和の日	月 振替休日	木 歯科講話3年	土	火	金 5年 林間学校(かわな) 移動博物館(～10/6)	29
30	日		火	金	日	水	土	30
31			水 特5日課 心電図(1~4年)		月 5年 30分回泳(14:30)	木 特3 始業式 集団登 校開始(～9/4)仮		31

令和5年度 年間行事計画

10~3月

与進小学校

R5.4.25

日	曜	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日
1	日		水	金 朝会スクール119 3年	月 元日	木	金	1
2	月	委員会 校外学習(2年①)	木	土	火 年末年始休業日	金 朝会	土 PTA理事会	2
3	火		金 文化の日	日	水 年末年始休業日	土	日	3
4	水	校外学習(2年②)	土	月 保健週間(~12/8)	木 閉庁日	日	月 通学班会	4
5	木	朝会	日	火	金	月 委員会	火	5
6	金	学校運営協議会	月	水	土	火 入学前説明会 1年特4日課	水	6
7	土		火	木	日	水 研推	木	7
8	日		水 特4日課	金 特4 持久走記録会	月 成人の日	木	金	8
9	月	スポーツの日	木 3日課 就学時検診	土	火 特3 始業式 集団登校開始 (~1/12)仮	金 特5日課 参観会・交流会	土	9
10	火		金 特4 学習発表会	日	水 特4日課 体測あかもつ PTAあいさつ運動	土	日	10
11	水	あゆみ配付	土	月	木 特4日課 給食開始 体測6年	日 建国記念の日	月	11
12	木		日	火 特5日課 個別面談	金 保定着底テスト(予定)	月 塾替休日	火 特4日課(1~4年) 卒業式練習(5~6年)	12
13	金	雑紙回収	月 雑紙回収	水 特5日課 個別面談	土	火	水 特4日課 給食終了	13
14	土		火 心の日	木 特5日課 個別面談 心の日	日	水	木 特4日課	14
15	日	奉仕作業	水 6年 特4日課 ペルマーク回収	金 特5日課 個別面談 学校運営協議会	月 委員会 集団登校終了 ベルマーク 回収 体測5年	木 心の日	金 特3 修了式(1~5年) 卒業式準備	15
16	月	クラブ③、	木 6年 修学旅行	土	火 体測4年	金	土	16
17	火	特3日課 給食なし 部会陸上記録会	金 6年 修学旅行	日	水 体測3年	土	日	17
18	水		土	月 個別面談	木 心の日 体測2年	日	月 卒業式 (1~4年休み)	18
19	木	PTAあいさつ運動 食育の日	日	火 特5日課 個別面談 食育の日	金 食育の日 体測1年	月 食育の日 PTAあいさつ運動	火 食育の日	19
20	金	ペルマーク集計	月 委員会 PTAあいさつ運動 食育の日	水 特4日課 個別面談 給食終了	土	火	水 春分の日	20
21	土	市陸上大金	火	木 特4日課	日	水	木	21
22	日		水	金 特3 終業式	月	6年生を送る会 ペルマーク集計 学校運営協議会	金	22
23	月		木 勤労感謝の日	土	火	金 天皇誕生日	土	23
24	火	校外学習(3年)	金	日	水	土	日	24
25	水	特4日課	土	月	木	日	月	25
26	木		日	火 閉庁日	金	月	火	26
27	金	校外学習(1年)	月	水 閉庁日	土	火 交通安全リーダーと 語る会(5年)	水	27
28	土		火	木 閉庁日	日	水	木 離任式	28
29	日		水	金 年末年始休業日	月	木	金	29
30	月	委員会	木 5年 市学力調査 市音研4年	土	火	水	土	30
31	火	朝会		日	水		日	31